

金山町 議会だより

臨時号

令和2年12月3日

発行 金山町議会

編集 議会だより編集特別委員会

〒968-0011

福島県大沼郡金山町大字川口字谷地393

☎ 0241-54-5341



熱心に説明に聞き入る参加者



押部町長あいさつ



説明者 右側：総務省 地域振興室 岩田 氏
左側：福島県 地域振興課 高橋 氏

「特定地域づくり事業協同組合制度」勉強会（主催：金山町議会）

（10月22日 町開発センターで開催）

（ページ）

11月18日開催臨時会

プレミアム付商品券追加発行補正予算…………… 2

「特定地域づくり事業協同組合制度」について…… 2～6

11月18日 第7回臨時会

臨時会では、一般会計補正予算（主にプレミアム付商品券追加発行のための町商工会への補助金交付）等、2議案が可決されました。

事業名	事業内容	事業費（万円）
プレミアム付商品券事業 （金山町商工会に補助する事業）	9月発行時、購入できなかった方のため、消費喚起のため「妖精の里商品券」を追加発行。プレミアム率25%、4,000円で5,000円分の商品券を購入可。発行総額5,000万円。前回と合わせ発行総額10,000万円	1,240
9月発行分購入者で 今回発行分を購入 できない方・世帯	- 一人 16万円まで購入された方 - 又は、1世帯（1家族）60万円まで購入された世帯（例：5人世帯×16万＝80万円ですが限度額60万円）	
お問い合わせ先	事業主体：金山町商工会（電話54-2311）	

■補正予算（議案審議）

問 9月発行商品券、購入者数・世帯、限度額購入世帯数は。

答 産業課長 402人

271世帯。限度額購入世帯数は41世帯です。

問 5月29日に議会から

コロナ終息宣言まで商品券プレミアム率の割増発行を要望した。来年度も割増発行の考えはあるか。

答 産業課長 来年度は10%で計画していますが

コロナウイルスの感染状況により検討いたします。



町側との打合せ（令和2年7月3日）

「特定地域づくり事業協同組合制度」の勉強会開催にあたり

（議会議長 五ノ井義一）

町民の皆様には、日頃から町議会に対しましてご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今回の勉強会は、6月定例会6月15日での一般質問がきっかけとなりました。（事業内容は別紙のとおり）議会閉会后、間を置かず6月30日に本事業窓口である総務省（東京霞が関）に数名の議員で出向き、担当者から事業内容の説明を受け、本事業が「正に当町のための事業である。」ことを確信し、7月3日に町当局に早期の制度活用に向けた要望をして参りました。町民の皆様にも事業内容をご理解いただきたいとの思いで臨時号を発行いたしました。

これからも、町民の皆様からのご意見・ご要望をお聞かせ頂ければと考えております。何かありましたら是非、お聞かせください。議員8名、力を結集して全力で邁進してまいります。

勉強会には、町内事業者、地域おこし協力隊、町担当者、町議会議員など30数名が参加しました。
説明者は総務省地域力創造グループ地域振興室岩田真奈課長補佐、福島県企画調整部地域振興課高橋健主任主査の2名でした。

特定地域づくり事業協同組合制度とは？

人口急減地域における地域の担い手確保の取り組みを推進することを目的に、複数の事業者の仕事の組み合わせで、年間を通した仕事を創出し、地域の複数の事業者が協同で通年雇用する事業です。雇用者は地域内の若者や地方への移住を希望する都市部在住の若者などを予定しています。まずは、「事業協同組合」（仕事を各事業者に派遣する派遣元）の設立が必要になります。

高齢化率59.6% (福島県一番)

やり方次第で変わる町づくり！

福島県金山町議会

2019年11月議員立法にて【地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律】が可決され、2020年6月より施行されました。本法律は、農山漁村では事業者単位でみると年間を通じた仕事が少なく、このため、安定的な雇用環境や一定の給与水準を確保することができていないといった状況が、人口流出の要因やU I J ターンの障害になっていることに着目しています。そして、このような課題について、**地域全体で複数の事業者の仕事を組み合わせることで年間を通じた仕事を創出し、地域事業者が協同して職員を通年雇用したうえで、それぞれの地域事業者に派遣する仕組みを創設し、地域の担い手の確保の取り組みを推進すること**となっています。2014年から国主導で様々な地方創生策が生まれてきていますが、残念ながら東京一極集中の流れは止まっていません。本法律も地方創生策の1つですが、当該地域が課題を認識し、地域にとって使いやすいヒトを雇用するのではなく、地域課題と派遣職員となる人がやりがいのある仕事をマッチングさせる仕組みを作ることが肝要です。

当町に於いては、**福島県内1 高齢化率が高い町であり、集落の活力の低下、人口減少による産業の衰退等が喫緊の課題**となっています。町の担い手となる若者の定住については、**町でもあらゆる施策を進めてきましたが、「求める職業がない」「給与水準が低い」などの理由から若者流出に歯止めがかかっていません**。第1次産業を基盤とし第2次、第3次が連携した6次産業化の推進し、金山町と多様に関わる人たちを巻き込みながら、人材の育成も大事になってきます。これまでの**地域おこし協力隊や地域おこし企業人等々の流れは本町にとっても大切な傾向です。その流れを維持し、都市部の若者を呼び込み地域の担い手になってもらうための法律**です。

そんな中、この新型コロナウイルス蔓延による世界的な混乱が生まれました。

これがきっかけになり、東京一極集中のリスク、そして今回資源とも呼べるほど注目された「人との物理的な距離」これは、過疎化が問題となっている金山町の都市部にはない強みとして顕在化しました。地方への注目が集まっている中、このチャンスをのがすことなく当町としてもしっかりと施策として落とし込み地域課題解決の糸口とすべきと考え、本事業計画書を策定しました。

当町でも担い手不足が顕著な1次産業を軸に、町内加工業者である2次産業、道の駅や個人商店等の3次産業の皆さんと共に特定地域づくり事業協同組合の結成を目指しています。

特定地域づくり事業協同組合制度の概要

人口急減地域の課題

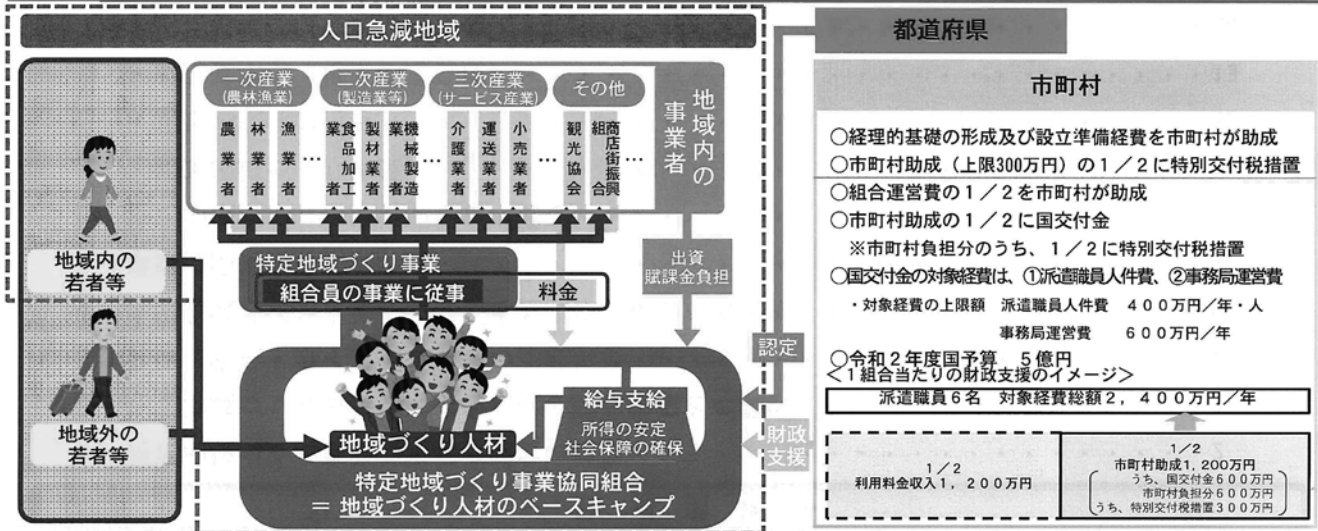
- ・事業者単位で見ると年間を通じた仕事がない
 - ・安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保できない
- ⇒人口流出の要因、UJターンの障害

特定地域づくり事業協同組合制度

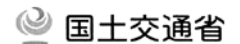
- ・地域全体の仕事を組み合わせて年間を通じた仕事を創出
 - ・組合で職員を雇用し事業者に派遣（安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保）
- ⇒地域の担い手を確保

制度概要

対象地域：人口急減地域（過疎法に基づく過疎地域及び過疎地域と同程度の人口減少が生じている地域）
 対象団体：中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合
 対象事業：マルチワーカー（季節毎の労働需要等に応じて複数の事業者の事業に従事）の派遣等
 認定手続：事業協同組合の申請に基づき、都道府県知事が認定（10年更新制）
 特例措置：労働者派遣法に基づく労働者派遣事業（無期雇用職員に限る）を許可ではなく、届出で実施することが可能
 財政支援：組合運営費の1/2を市町村が財政支援（市町村負担の1/2を国庫補助）
 根拠法：地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和2年6月4日施行）



労働者派遣法の適用除外について



労働者派遣事業の適用除外業務には含まれない業務（労働者派遣可能）

- ・建設現場の事務職員が行う業務
- ・建設現場以外（道路、線路、空港、個人住宅の屋根等）における除雪作業
- ・建設現場以外（道路、線路等）における土砂の撤去作業
- ・祭りやイベントでの簡易テントやパーティションの設置
- ・害獣対策の簡易な電気柵の設置
- ・地域の清掃、草刈り

労働者派遣事業の適用除外とされる業務（労働者派遣不可）

- ・建設業務（土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体の作業又はこれらの準備の作業に係る業務）
- ・建設現場における除雪作業
- ・建設現場における土砂の撤去作業



(用水路の土砂上げ)

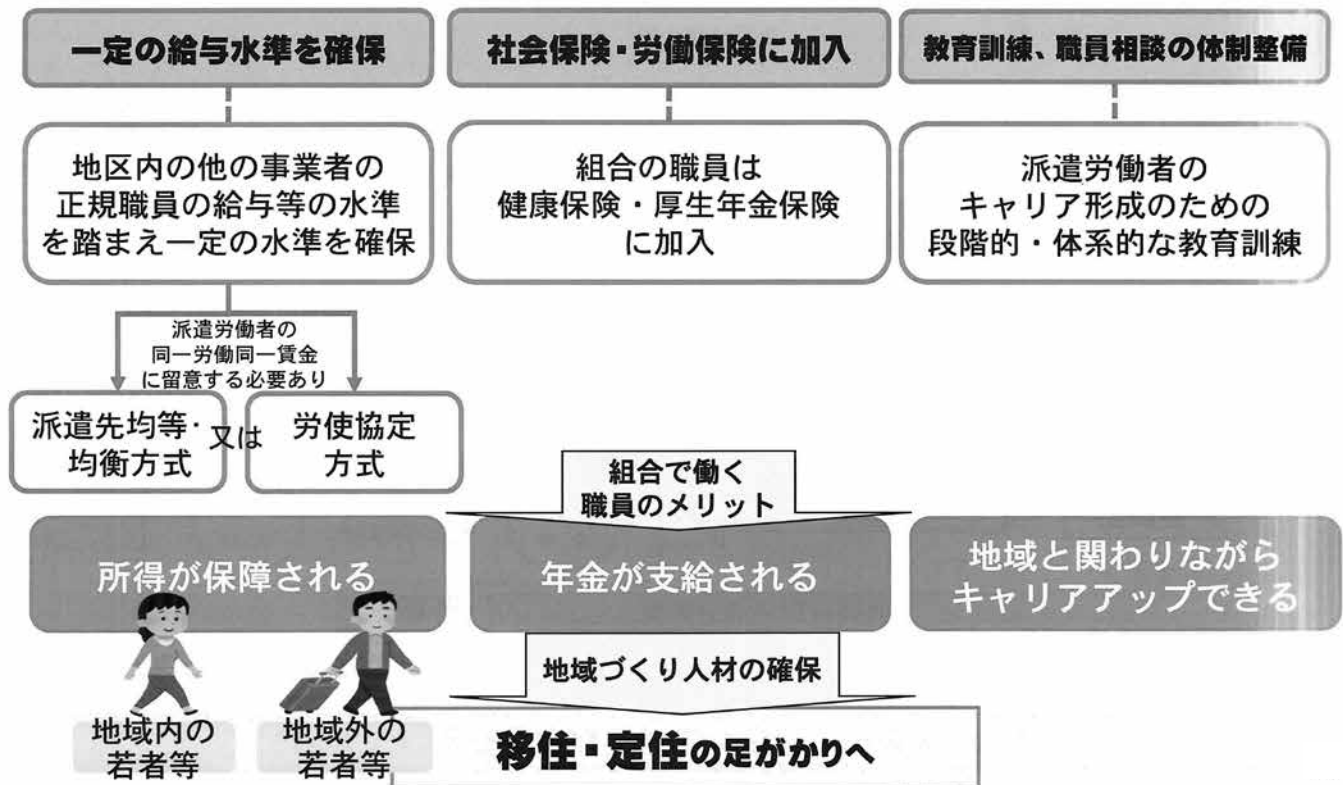


(電気柵の設置)



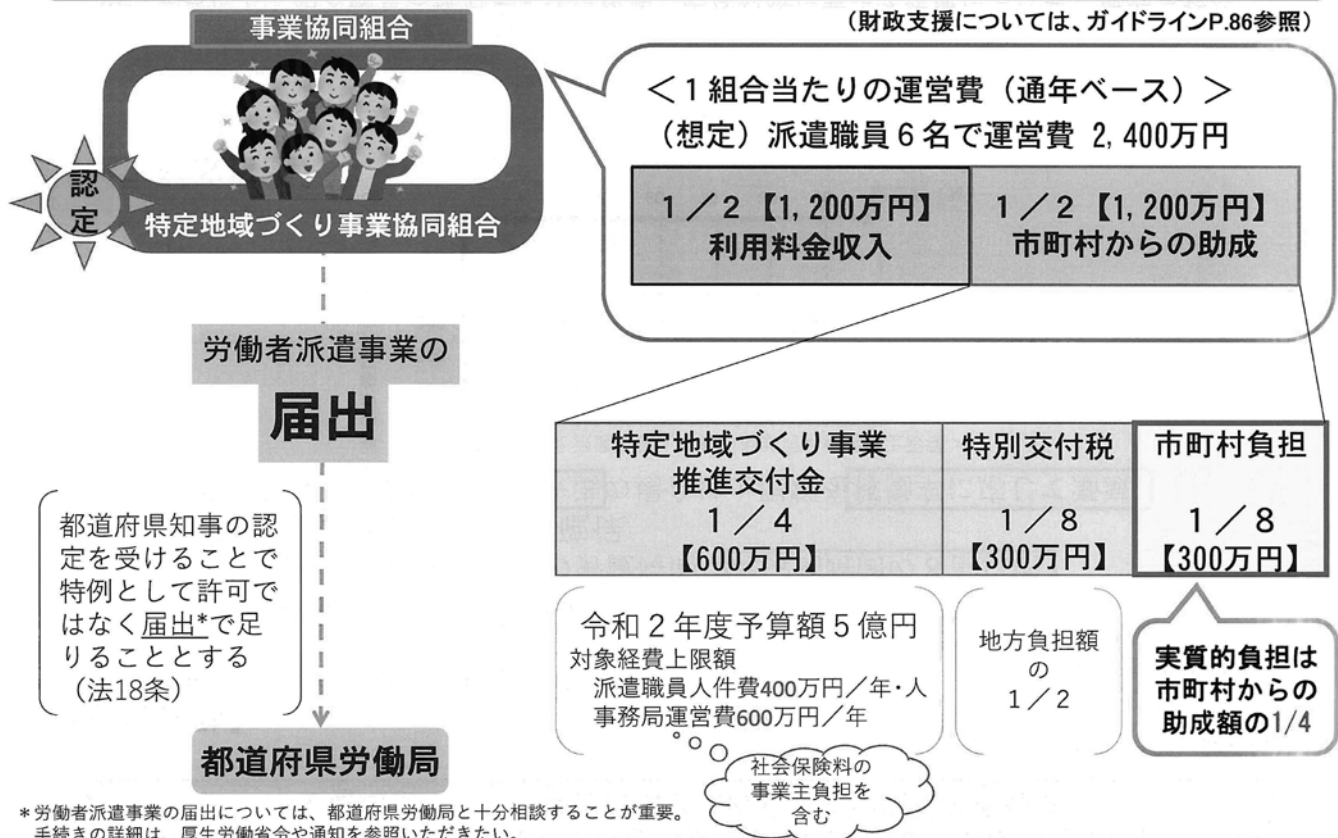
(農道草刈)

特定地域づくり事業協同組合の認定基準③ (就業条件への配慮)



労働者派遣事業の届出と財政支援

(財政支援については、ガイドラインP.86参照)



*労働者派遣事業の届出については、都道府県労働局と十分相談することが重要。
手続きの詳細は、厚生労働省令や通知を参照いただきたい。

